

「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」

関係府省ヒアリング

1 内閣府

- 基本計画
 - ・ 重点分野
 - 2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等
 - 4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供
 - 5分野
 - 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

2 財務省

- 基本計画
 - ・ 重点分野
 - 2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - イ 税制の見直しの検討

3 文部科学省

- 基本計画
 - ・ 重点分野
 - 5分野 男女の仕事と生活の調和
 - 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

4 厚生労働省

- 基本計画
 - ・ 重点分野
 - 2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

ウ 社会保障制度の検討
5 分野 男女の仕事と生活の調和
2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

(参考)

○ 第3次男女共同参画基本計画

第1部 基本的な方針

3 今後取り組むべき喫緊の課題

2において改めて強調した視点を前提にした上で、今後5年間の計画期間において取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題は以下のとおりである。

(略)

② より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要であり、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行に変更するといった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、男女の置かれた状況を客観的に把握するための男女別等統計（ジェンダー統計）の充実に努めるとともに、ジェンダー予算の在り方や家庭で担われている育児、介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。

(略)

「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」
関係府省ヒアリング

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

具体的施策	CEDAW最終見解	ヒアリング府省名
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討 イ 税制の見直しの検討 ウ 社会保障制度の検討 エ 家族に関する法制の整備等 オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等	【差別的な法規定】 18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女性だけに課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。	財 務 省 厚生労働省 ※法務省(第2回専門調査会(23.5.23)) 内 閣 府
4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供 ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施 イ 調査や統計における男女別統計(ジェンダー統計)の充実 ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討 エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施		内 閣 府

第5分野 男女の仕事と生活の調和

具体的施策	CEDAW最終見解	ヒアリング府省名
1 仕事の生活の調和の実現 ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 イ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 ウ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進 エ 仕事と生活の調和等に関する統計の整備	【家庭と仕事の両立】 48. 委員会は、特に、子育てや家事の適切な分担に関する男女双方のさらなる意識啓発や教育のための取組を通して、また、パートタイム労働者の雇用の大部分を女性が占めることがないように図ることによって、男女の家庭及び職場での責務の両立を支援する取組を拡充するよう、締約国に奨励する。委員会は、さまざまな年齢層の子供たちのための保育施設の提供と手頃な料金設定を拡充し、男性の育児休業取得を奨励する取組を強化するよう締約国に要請する。	※内閣府・厚生労働省（第5回専門調査会（23.9.26））
2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実 イ 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実		内閣府 文部科学省 厚生労働省